

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について(平成 12 年老企第 41 号)

改 正 後	改 正 前
<p><b>第一 届出項目について</b></p> <p>居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設(以下「事業所・施設」という。)から届出を求める項目は、居宅サービス単位数表、居宅介護支援単位数表、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 21 号)別表第一(以下「施設サービス単位数表」という。)並びに別表第二(以下「食費算定表」という。)及び厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数(平成 12 年厚生省告示第 30 号。以下「特定診療費単位数表」という。)の中、介護給付費の算定に際して、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事前に都道府県知事に届け出なければならないことが告示上明記されている事項</li> <li>② 都道府県知事に対する届出事項として特に規定されているものではないが、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護支援専門員が居宅サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する</li> <li>・ 審査支払機関及び保険者において介護給付費の請求に対して適正な審査等を行う</li> </ul> </li> </ul> <p>上で必要な事項とし、(別紙 1)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」(以下「体制状況一覧表」という。)に掲げる項目とする。</p> <p><b>第二 (別紙 2)「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(指定事業者用)」の記載要領について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「届出者」及び「事業所・施設の状況」については、事業所・施設の指定(許可)申請の際、記載した事項を記載させること。</li> <li>② 「法人の種別」については、申請者が法人である場合に、その種別を記載させること。</li> <li>③ 「法人所轄庁」については、申請者が認可法人である場合に、その所轄官庁の名称を記載させること。</li> <li>④ 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」については、複数の出張所(以下「サテライト事業所」という。)を有する場合は、適宜欄を補正し、全てのサテライト事</li> </ul> <p><b>第一 届出項目について</b></p> <p>居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設(以下「事業所・施設」という。)から届出を求める項目は、居宅サービス単位数表、居宅介護支援単位数表、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 21 号)別表第一(以下「施設サービス単位数表」という。)並びに別表第二(以下「食費算定表」という。)及び厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数(平成 12 年厚生省告示第 30 号。以下「特定診療費単位数表」という。)の中、介護給付費の算定に際して、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事前に都道府県知事に届け出なければならないことが告示上明記されている事項</li> <li>② 都道府県知事に対する届出事項として特に規定されているものではないが、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護支援専門員が居宅サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する</li> <li>・ 審査支払機関及び保険者において介護給付費の請求に対して適正な審査等を行う</li> </ul> </li> </ul> <p>上で必要な事項とし、(別紙 1)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」(以下「体制状況一覧表」という。)に掲げる項目とする。</p> <p><b>第二 (別紙 2)「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(指定事業者用)」の記載要領について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「届出者」及び「事業所・施設の状況」については、事業所・施設の指定(許可)申請の際、記載した事項を記載させること。</li> <li>② 「法人の種別」については、申請者が法人である場合に、その種別を記載させること。</li> <li>③ 「法人所轄庁」については、申請者が認可法人である場合に、その所轄官庁の名称を記載させること。</li> <li>④ 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」については、複数の出張所(以下「サテライト事業所」という。)を有する場合は、適宜欄を補正し、全てのサテライト事</li> </ul>	

- 1 -

<p>業所の状況について記載されること。</p> <p>⑤ 「実施事業」については、該当事業欄に○印を記載させること。</p> <p>⑥ 「異動等の区分」については、今回届出を行う事業所・施設の異動の別(1 新規・2 変更・3 終了)について記載させること。</p> <p>⑦ 「異動項目」については、体制状況一覧表で選択した項目をそのまま記載させること。</p> <p>⑧ 「特記事項」については、変更の届出を行う際、変更内容がわかるよう変更前の状況と変更後の状況の詳細を記載させること。</p> <p><b>第三 (別紙 3)「介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(基準該当事業者用)」の記載要領について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「届出者」及び「事業所の状況」については、基準該当サービス事業所の登録申請の際、記載した事項を記載させること。</li> <li>② 「市町村が定める率」については、全国共通の介護報酬額に対して市町村の判断により定める支給基準の上限を百分率(○○○%)で記載させること。例えば、全国共通の介護報酬額と同じ場合は、「100%」と記載させ、全国共通の介護報酬額より 5% 減じる場合は、「95%」と記載させることになる。</li> </ul> <p>なお、市町村が前記の率を設定し、あるいは変更した場合は、(別紙 4)「基準該当サービスに係る特例居宅介護(支援)サービス費(特例居宅介護(支援)サービス計画費)の支給に係る上限の率の設定について」により届出を求めるものとする。</p> <p>③ 「法人の種別」「法人所轄庁」「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」「実施事業」「異動等の区分」「異動項目」「特記事項」については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(指定事業者用)」と同様であるので、第二の②から⑧を準用されたい。</p> <p><b>第四 体制状況一覧表の記載要領について</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各サービス共通事項</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「地域区分」は、厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成 12 年厚生省告示第 22 号)に規定する地域区分をいい、事業所の所在する地域の地域区分を記載させること。</li> <li>② 「割引」については、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護又は介護老人福祉施設を実施する事業所又は施設が、居宅サービス単位数表及び施設サービス単位数表に定める額より低い額で介護</li> </ul>	

サービスを実施する場合に、「あり」と記載させること。

なお、割引を「あり」とした場合は、その割引の率等の状況が分かる(別紙5)「指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」を添付させることとし、また、割引の率等を変更した場合も当該別紙により届出を求めるものとする。

③ 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」で設備等に係る届出を行う場合は、当該施設又は設備等の状況が分かる(別紙6)「平面図」を添付させること。

④ 「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」で人員配置の状況に係る届出を行う場合は、(別紙7)「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を添付させること。なお、各事業所・施設において使用している勤務割表(変更後の届出の場合は変更後の予定勤務割表)等により、届出の対象となる従業者の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び職種ごとの配置状況等が確認できる場合は、当該書類をもって添付書類として差し支えない。

⑤ 訪問介護、訪問看護又は通所介護で、サテライト事業所がある場合には、サテライト事業所分について別葉にして記載させること。

## 2 訪問介護

① 「施設等の区分」については、事業所の運営規程において定める「指定訪問介護の内容」に従って記載させること。例えば、指定訪問介護の内容を身体介護中心型に限定する場合は「身体介護」を、指定訪問介護の内容を限定しない場合は「身体介護」「生活援助」「通院等乗降介助」のすべてを記載させること。

② 「特別地域加算」については、事業所の所在する地域が厚生労働大臣が定める地域(平成12年厚生省告示第24号)及び厚生労働大臣が定める地域第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域(平成12年厚生省告示第54号)に該当する場合に、「あり」と記載させること。

## 3 訪問入浴介護

「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい。

## 4 訪問看護

① 「施設等の区分」については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。)第60条第1項第1号に規定する

サービスを実施する場合に、「あり」と記載させること。

なお、割引を「あり」とした場合は、その割引の率等の状況が分かる(別紙5)「指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」を添付させることとし、また、割引の率等を変更した場合も当該別紙により届出を求めるものとする。

③ 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」で設備等に係る届出を行う場合は、当該施設又は設備等の状況が分かる(別紙6)「平面図」を添付させること。

④ 「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」で人員配置の状況に係る届出を行う場合は、(別紙7)「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を添付させること。なお、各事業所・施設において使用している勤務割表(変更後の届出の場合は変更後の予定勤務割表)等により、届出の対象となる従業者の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び職種ごとの配置状況等が確認できる場合は、当該書類をもって添付書類として差し支えない。

⑤ 訪問介護、訪問看護又は通所介護で、サテライト事業所がある場合には、サテライト事業所分について別葉にして記載させること。

## 2 訪問介護

① 「施設等の区分」については、事業所の運営規程において定める「指定訪問介護の内容」に従って記載させること。例えば、指定訪問介護の内容を身体介護中心型に限定する場合は「身体介護」を、指定訪問介護の内容を限定しない場合は「身体介護」「生活援助」「通院等乗降介助」のすべてを記載させること。

② 「特別地域加算」については、事業所の所在する地域が厚生労働大臣が定める地域(平成12年厚生省告示第24号)及び厚生労働大臣が定める地域第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域(平成12年厚生省告示第54号)に該当する場合に、「あり」と記載させること。

## 3 訪問入浴介護

「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい。

## 4 訪問看護

① 「施設等の区分」については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。)第60条第1項第1号に規定する

- 3 -

事業所の場合は「訪問介護ステーション」を、第2号に規定する事業所の場合は「病院又は診療所」と記載させること。

② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい。

③ 「緊急時訪問看護加算」及び「特別管理体制」については、(別紙8)「緊急時訪問看護加算・特別管理体制届出書」を添付させること。

## 5 訪問リハビリテーション

① 「施設等の区分」については、病院又は診療所の場合は「病院又は診療所」を、介護老人保健施設の場合は「介護老人保健施設」と記載させること。

## 6 通所介護

① 「施設等の区分」及び「人員配置区分」については、単独型通所介護費が算定される事業所の場合は「単独型」及び「一般型」と、併設型通所介護費が算定される事業所の場合は「併設型」及び「一般型」と、認知症専用単独型通所介護費が算定される事業所の場合は「単独型」及び「認知症型」と、認知症専用併設型通所介護費が算定される事業所の場合は「併設型」及び「認知症型」と、それぞれ記載させること。

② 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に「対応可」と記載させること。

③ 「機能訓練指導体制」については、事業所が同一日の異なる時間帯に2以上の単位(指定居宅サービス基準第93条に規定する指定通所介護の単位をいう。以下同じ。)を行う場合にあっては、配置の状況を指定通所介護の単位ごとに記載するのではなく、事業所としての配置状況を記載させること。例えば、2つの指定通所介護の単位を実施している事業所にあって、一方の指定通所介護の単位で加算対象となる機能訓練指導員を配置し、もう一方の指定通所介護の単位で加算対象となる機能訓練指導員を配置していない場合については、「あり」と記載させること。

事業所の場合は「訪問介護ステーション」を、第2号に規定する事業所の場合は「病院又は診療所」と記載させること。

② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2②を準用されたい。

③ 「緊急時訪問看護加算」及び「特別管理体制」については、(別紙8)「緊急時訪問看護加算・特別管理体制届出書」を添付させること。

## 5 訪問リハビリテーション

① 「施設等の区分」については、病院又は診療所の場合は「病院又は診療所」を、介護老人保健施設の場合は「介護老人保健施設」と記載させること。

## 6 通所介護

① 「施設等の区分」及び「人員配置区分」については、単独型通所介護費が算定される事業所の場合は「単独型」及び「一般型」と、併設型通所介護費が算定される事業所の場合は「併設型」及び「一般型」と、認知症専用単独型通所介護費が算定される事業所の場合は「単独型」及び「認知症型」と、認知症専用併設型通所介護費が算定される事業所の場合は「併設型」及び「認知症型」と、それぞれ記載させること。

② 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に「対応可」と記載させること。

③ 「機能訓練指導体制」については、事業所が同一日の異なる時間帯に2以上の単位(指定居宅サービス基準第93条に規定する指定通所介護の単位をいう。以下同じ。)を行う場合にあっては、配置の状況を指定通所介護の単位ごとに記載するのではなく、事業所としての配置状況を記載させること。例えば、2つの指定通所介護の単位を実施している事業所にあって、一方の指定通所介護の単位で加算対象となる機能訓練指導員を配置し、もう一方の指定通所介護の単位で加算対象となる機能訓練指導員を配置していない場合については、「あり」と記載させること。

④ 「食事提供体制」については、調理従事者(委託している場合はその旨)の配置状況が分かる書類を添付させること。

なお、サテライト事業所については、本件事業所が食事を提供する体制を整えており、かつ、本体施設から食事が提供される場合には、「あり」と記載させること。

- ④ 「入浴介助体制」及び「特別入浴介助体制」については、浴室部分の状況がわかる「平面図」を添付させること。なお、「特別入浴介助体制」については、いわゆる特別浴槽の状況がわかる書類(写真、仕様書又は説明書等)を併せて添付させること。
- ⑤ 「送迎体制」については、実際に利用者に対して送迎が可能な場合に記載させること。
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、「人員配置区分」で「認知症型」が選択されている事業所で看護職員(看護師又は准看護婦師をいう。以下同じ。)又は介護職員に欠員が生じた場合は、「一般型」を選択し、欠員職種等の記載は要しないこと。「一般型」を選択した上で、なお指定居宅サービス基準第 93 条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。
- なお、複数の指定通所介護の単位を実施している場合に、実施する指定通所介護の単位のうち、いずれか 1 つの通所介護の単位に欠員が生じた場合は「職員の欠員による減算の状況」には、欠員該当職種を記載させること。例えば、2 つの指定通所介護の単位を実施している事業所にあって、一方の指定通所介護の単位では基準を満たしているが、もう一方の指定通所介護の単位で介護職員に欠員がある場合は「介護職員」と記載させること。
- 7 通所リハビリテーション
- ① 「施設等の区分」については、指定居宅サービス基準第 111 条第 1 項に規定する事業所のうち病院又は診療所の場合は「通常規模の医療機関」と、第 1 項に規定する事業所のうち介護老人保健施設の場合は「介護老人保健施設」と、第 2 項に規定する診療所の場合は「小規模診療所」と、それぞれ記載させること。
- ② 「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるので、6 ②を準用されたい。
- ③ 「入浴介助体制」及び「特別入浴介助体制」については、通所介護と同様であるので、6 ④を準用されたい。
- ④ 「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、6 ⑤を準用されたい。
- ⑤ 「個別リハビリテーション提供体制」については、厚生労働大臣が定める施設基準(平成 12 年厚生省告示第 26 号。以下「26 号告示」という。)第 2 号に該当する場合は「対応可」と記載させること。なお、届出に当たっては、(別紙 9)「個別リハビリテーション届出書」を添付させること。
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第 111 条に規定する員数を配置していない場合に、その該当する職種を記載させること。
- なお、複数の指定通所リハビリテーションの単位(指定居宅サービス基準第 111 条に規定する指定リハビリテーションの単位をいう。以下同じ。)を実施している場合に、実施する指定通所リハビリテーションの単位のうち、いずれか 1 つの指定通所リハビリテーションの単位に欠員が生じた場合は「職員の欠員による減算の状況」には、欠員該当職種を記載させること。例えば、2 つの指定通所リハビリテーションの単位を実施している事業所にあって、一方の指定通所リハビリテーションの単位では基準を満たしているが、もう一方の指定通所リハビリテーションの単位で介護職員に欠員がある場合は「介護職員」と記載させること。
- 8 福祉用具貸与
- 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2 ②を準用されたい。
- 9 短期入所生活介護
- ① 「施設等の区分」については、指定短期入所生活介護事業所であって指定居宅サービス基準第 140 条の 4 第 1 項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所でないもののうち、指定居宅サービス基準第 121 条第 2 項又は第 4 項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定短期入所生活介護事業所のうち、指定居宅サービス基準第 121 条第 2 項又は第 4 項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型ユニット型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型ユニット型」と、それぞれ記載させること。
- なお、指定居宅サービス基準第 140 条の 16 に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の場合にあっては、指定居宅サービス基準第 121 条第 2 項又は第 4 項に規定する事業所であるかどうかの区分に応じ、ユニット部分以外の部分については「単独型」又は「併設型・空床型」と、ユニット部分については「単独
- ② 「入浴介助体制」及び「特別入浴介助体制」については、浴室部分の状況がわかる「平面図」を添付させること。なお、「特別入浴介助体制」については、いわゆる特別浴槽の状況がわかる書類(写真、仕様書又は説明書等)を併せて添付させること。
- ③ 「送迎体制」については、実際に利用者に対して送迎が可能な場合に記載させること。
- ④ 「職員の欠員による減算の状況」については、「人員配置区分」で「認知症型」が選択されている事業所で看護職員(看護師又は准看護婦師をいう。以下同じ。)又は介護職員に欠員が生じた場合は、「一般型」を選択し、欠員職種等の記載は要しないこと。「一般型」を選択した上で、なお指定居宅サービス基準第 93 条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。
- なお、複数の指定通所介護の単位を実施している場合に、実施する指定通所介護の単位のうち、いずれか 1 つの通所介護の単位に欠員が生じた場合は「職員の欠員による減算の状況」には、欠員該当職種を記載させること。例えば、2 つの指定通所介護の単位を実施している事業所にあって、一方の指定通所介護の単位では基準を満たしているが、もう一方の指定通所介護の単位で介護職員に欠員がある場合は「介護職員」と記載させること。
- 7 通所リハビリテーション
- ① 「施設等の区分」については、指定居宅サービス基準第 111 条第 1 項に規定する事業所のうち病院又は診療所の場合は「通常規模の医療機関」と、第 1 項に規定する事業所のうち介護老人保健施設の場合は「介護老人保健施設」と、第 2 項に規定する診療所の場合は「小規模診療所」と、それぞれ記載させること。
- ② 「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるので、6 ②を準用されたい。
- ③ 「食事提供体制」については、通所介護と同様(ただし、サテライト事業所に係る部分を除く。)であるので、6 ④を準用されたい。
- ④ 「入浴介助体制」及び「特別入浴介助体制」については、通所介護と同様であるので、6 ⑤を準用されたい。
- ⑤ 「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、6 ⑥を準用されたい。
- ⑥ 「個別リハビリテーション提供体制」については、厚生労働大臣が定める施設基準(平成 12 年厚生省告示第 26 号。以下「26 号告示」という。)第 2 号に該当する場合は「対応可」と記載させること。なお、届出に当たっては、(別紙 9)「個別リハビリテーション届出書」を添付させること。
- ⑦ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第 111 条に規定する員数を配置していない場合に、その該当する職種を記載させること。
- なお、複数の指定通所リハビリテーションの単位(指定居宅サービス基準第 111 条に規定する指定リハビリテーションの単位をいう。以下同じ。)を実施している場合に、実施する指定通所リハビリテーションの単位のうち、いずれか 1 つの指定通所リハビリテーションの単位に欠員が生じた場合は「職員の欠員による減算の状況」には、欠員該当職種を記載させること。例えば、2 つの指定通所リハビリテーションの単位を実施している事業所にあって、一方の指定通所リハビリテーションの単位では基準を満たしているが、もう一方の指定通所リハビリテーションの単位で介護職員に欠員がある場合は「介護職員」と記載させること。
- 8 福祉用具貸与
- 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2 ②を準用されたい。
- 9 短期入所生活介護
- ① 「施設等の区分」については、指定短期入所生活介護事業所であって指定居宅サービス基準第 140 条の 4 第 1 項に規定する小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所でないもののうち、指定居宅サービス基準第 121 条第 2 項又は第 4 項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型」と、それぞれ記載させること。また、小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所のうち、指定居宅サービス基準第 121 条第 2 項又は第 4 項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型小規模生活単位型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型小規模生活単位型」と、それぞれ記載させること。
- なお、指定居宅サービス基準第 140 条の 16 に規定する一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所の場合にあっては、指定居宅サービス基準第 121 条第 2 項又は第 4 項に規定する事業所であるかどうかの区分に応じ、ユニット部分以外の部分については「単独型」又は「併設型・空床型」と、ユニット部分については「単独

- 示」という。)第 2 号に該当する場合は「対応可」と記載させること。なお、届出に当たっては、(別紙 9)「個別リハビリテーション届出書」を添付させること。
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第 111 条に規定する員数を配置していない場合に、その該当する職種を記載させること。
- なお、複数の指定通所リハビリテーションの単位(指定居宅サービス基準第 111 条に規定する指定リハビリテーションの単位をいう。以下同じ。)を実施している場合に、実施する指定通所リハビリテーションの単位のうち、いずれか 1 つの指定通所リハビリテーションの単位に欠員が生じた場合は「職員の欠員による減算の状況」には、欠員該当職種を記載させること。例えば、2 つの指定通所リハビリテーションの単位を実施している事業所にあって、一方の指定通所リハビリテーションの単位では基準を満たしているが、もう一方の指定通所リハビリテーションの単位で介護職員に欠員がある場合は「介護職員」と記載させること。
- 8 福祉用具貸与
- 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2 ②を準用されたい。
- 9 短期入所生活介護
- ① 「施設等の区分」については、指定短期入所生活介護事業所であって指定居宅サービス基準第 140 条の 4 第 1 項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所でないもののうち、指定居宅サービス基準第 121 条第 2 項又は第 4 項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定短期入所生活介護事業所のうち、指定居宅サービス基準第 121 条第 2 項又は第 4 項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型ユニット型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型ユニット型」と、それぞれ記載させること。
- なお、指定居宅サービス基準第 140 条の 16 に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の場合にあっては、指定居宅サービス基準第 121 条第 2 項又は第 4 項に規定する事業所であるかどうかの区分に応じ、ユニット部分以外の部分については「単独型」又は「併設型・空床型」と、ユニット部分については「単独

シット型」又は「併設型・空床型ユニット型」と、それぞれ記載されること。

- ② 「機能訓練指導体制」については、居宅サービス単位数表注5に該当する場合に「あり」と記載されること。
- ③ 「夜間勤務条件基準」については、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号。以下「夜勤職員基準」という。)第1号イ又はロに規定する基準を満たしている場合は「基準型」を、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載されること。
- ④ 「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、6⑥を準用されたい。
- ⑤ 「職員の欠員による減算の状況」については、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号。以下「27号告示」という。)第3号ロからホまでのいずれか該当するものを記載されること。なお、指定居宅サービス基準上は、看護職員又は介護職員は「看護職員」となっており、職種の区別がないので、「看護職員」としての員数が指定居宅サービス基準を満たさなくなった際の、直接の要因となった職種を記載させるものとする。
- ⑥ 「栄養管理の評価」については、(別紙11)「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。
- ⑦ 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、「空床型」を実施する場合は、②、③、⑤及び⑥については内容が重複するので、届出は不要とすること。
- ⑧ 一部ユニット型指定短期入所生活事業所の場合にあっては、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれに届けさせることとし、ユニット部分とユニット部分以外のそれぞれについて「施設等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。

#### 10 短期入所療養介護(介護老人保健施設型)

型小規模生活単位型」又は「併設型・空床型小規模生活単位型」と、それぞれ記載されること。

- ② 「人員配置区分」については、「施設等の区分」について「単独型」又は「併設型・空床型」と記載する事業所にあっては、26号告示第3号イ(1)から(3)のいずれか又は同号ロ(1)から(3)のいずれか該当するものを記載させること。
- ③ 「機能訓練指導体制」については、居宅サービス単位数表注5に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ④ 「夜間勤務条件基準」については、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号。以下「夜勤職員基準」という。)第1号イ又はロに規定する基準を満たしている場合は「基準型」を、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。
- ⑤ 「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、6⑥を準用されたい。
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号。以下「27号告示」という。)第3号ロからホまでのいずれか該当するものを記載させること。なお、指定居宅サービス基準上は、看護職員又は介護職員は「看護職員」となっており、職種の区別がないので、「看護職員」としての員数が指定居宅サービス基準を満たさなくなった際の、直接の要因となった職種を記載させるものとする。
- ⑦ 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、「空床型」を実施する場合は、②から④及び⑥については内容が重複するので、届出は不要とすること。
- ⑧ 一部小規模生活単位型指定短期入所生活事業所の場合にあっては、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれに届けさせることとし、ユニット部分とユニット部分以外のそれぞれについて「施設等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。

#### 10 短期入所療養介護(介護老人保健施設型)

- ① 「人員配置区分」については、26号告示第5号イ(1)又は(2)の

- 7 -

① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所であつて指定居宅サービス基準第155条の4に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものの場合は「介護老人保健施設」と記載させること。また、介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所生活介護事業所の場合は「ユニット型介護老人保健施設」と記載させること。

なお、介護老人保健施設である指定居宅サービス基準第155条の15に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあっては、ユニット部分以外の部分については「介護老人保健施設」と、ユニット部分については「ユニット型介護老人保健施設」と、それぞれ記載させること。

- ② 「リハビリテーション機能強化」については、居宅サービス単位数表注2に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ③ 「認知症専門棟」については、居宅サービス単位数表注3に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ④ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第2号イに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と、それぞれ記載させること。
- ⑤ 「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、6⑥を準用されたい。
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第142条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。
- ⑦ 「栄養管理の評価」については、(別紙11)「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。

⑧ 介護老人保健施設に係る届出をした場合は、②から④及び⑥については内容が重複するので、届出は不要とすること。

#### 11 短期入所療養介護(病院療養型)

- ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。
- ② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて指定居宅サービス基準第155条の4に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものは「病院療養型」と記載させること。また、療養病床を有す

いずれか該当するものを記載させること。

- ② 「リハビリテーション機能強化」については、居宅サービス単位数表注2に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ③ 「認知症専門棟」については、居宅サービス単位数表注3に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ④ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第2号イに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と、それぞれ記載させること。
- ⑤ 「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、6⑥を準用されたい。
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第142条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。

⑦ 介護老人保健施設に係る届出をした場合は、①から④及び⑥については内容が重複するので、届出は不要とすること。

#### 11 短期入所療養介護(病院療養型)

- ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

る病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型病院療養型」と記載させること。

なお、指定介護療養型医療施設又は療養病床を有する病院である指定居宅サービス基準第 155 条の 15 に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあっては、ユニット部分以外の部分については「病院療養型」と、ユニット部分については「ユニット型病院療養型」と、それぞれ記載させること。

③ 「人員配置区分」については、26 号告示第 5 号口(1)から(3)のいずれか該当するものを記載させること。

④ 「療養環境基準」については、26 号告示第 7 号イに該当する場合は「減算型 I」と、同号ロに該当する場合は「減算型 II」と、同号ハに該当する場合は「減算型 III」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。

⑤ 「医師の配置基準」については、医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 49 条の規定が適用されている場合は「医療法施行規則第 49 条適用」と、適用されていない場合は「基準」と、それぞれ記載させること。

⑥ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第 2 号口(1)に該当する場合は「基準型」と、同号ロ(2)(一)に該当する場合は「加算型 I」と、同号ロ(2)(二)に該当する場合は「加算型 II」と、同号ロ(2)(三)に該当する場合は「加算型 III」と記載させ、前記のいずれにも該当しない場合は「減算型」と記載させること。

⑦ 「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、6 ⑥を準用されたい。

⑧ 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領により記載させること。

ア 医師の欠員については、医師の配置状況が指定居宅サービス基準の 6 割未満の場合について記載し、人員配置区分欄の最も右にある配置区分(病院療養型の場合は「III」を選択し、「その他該当する体制等」欄の「医師」を選択する。ただし、以下に規定する地域に所在する事業所であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出た場合は、人員配置区分欄の変更は行わず、「その他該当する体制等」の「医師」のみ選択する。なお、医師に欠員がある場合であって、かつ、以下に規定する地域に事業所が所在する場合であっても、看護職員又は介護職員に欠員がある場合

② 「人員配置区分」については、26 号告示第 5 号口(1)から(3)のいずれか該当するものを記載させること。

③ 「療養環境基準」については、26 号告示第 7 号イに該当する場合は「減算型 I」と、同号ロに該当する場合は「減算型 II」と、同号ハに該当する場合は「減算型 III」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。

④ 「医師の配置基準」については、医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 49 条の規定が適用されている場合は「医療法施行規則第 49 条適用」と、適用されていない場合は「基準」と、それぞれ記載させること。

⑤ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第 2 号口(1)に該当する場合は「基準型」と、同号ロ(2)(一)に該当する場合は「加算型 I」と、同号ロ(2)(二)に該当する場合は「加算型 II」と、同号ロ(2)(三)に該当する場合は「加算型 III」と記載させ、前記のいずれにも該当しない場合は「減算型」と記載させること。

⑥ 「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、6 ⑥を準用されたい。

⑦ 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領により記載させること。

ア 医師の欠員については、医師の配置状況が指定居宅サービス基準の 6 割未満の場合について記載し、人員配置区分欄の最も右にある配置区分(病院療養型の場合は「III」を選択し、「その他該当する体制等」欄の「医師」を選択する。ただし、以下に規定する地域に所在する事業所であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出た場合は、人員配置区分欄の変更は行わず、「その他該当する体制等」の「医師」のみ選択する。なお、医師に欠員がある場合であって、かつ、以下に規定する地域に事業所が所在する場合であっても、看護職員又は介護職員に欠員がある場合

は、人員配置区分欄の最も右にある配置区分を選択し、「医師」及び欠員該当職種を選択する。

～厚生労働大臣が定める地域～

人口 5 万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

一 離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域

二 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和 37 年法律第 88 号)第 2 条第 1 項に規定する辺地

三 山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村

四 過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号)第 2 条第 1 項に規定する過疎地域

イ 看護職員及び介護職員の欠員(看護師の員数の看護職員の必要数に対する割合が 2 割未満の場合を含む。)については、人員配置区分欄の最も右にある配置区分を選択し、「その他該当する体制等」の該当職種を選択する。

⑨ 「特定診療費項目」については、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等(平成 12 年厚生省告示第 31 号。以下「特定診療費に係る施設基準等」という。)第 5 号に該当する場合は「重症皮膚潰瘍指導管理」と、第 6 号に該当する場合は「薬剤管理指導」とそれぞれ記載させること。なお、届出に当たっては、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

⑩ 「リハビリテーション提供体制」については、特定診療費に係る施設基準第 7 号イに該当する場合は「総合リハビリテーション施設」を、同号ロに該当する場合は「理学療法 II」を、同号ハに該当する場合は「作業療法 II」を、同号ニに該当する場合は「理学療法 III」を、第 8 号に該当する場合であって「特定診療費の算定に関する留意事項について」(平成 15 年老老発第 0303001 号)の施設基準 11(1)に該当する場合は「言語聴覚療法 I」を、同 11(2)に該当する場合は「言語聴覚療法 II」を、第 9 号に該当する場合は「精神科作業療法」を記載させること。また、前記に掲げるもののほか、特定診療費単位数表に規定する特定診療費に係る管理を行っている場合

は、人員配置区分欄の最も右にある配置区分を選択し、「医師」及び欠員該当職種を選択する。

～厚生労働大臣が定める地域～

人口 5 万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

一 離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域

二 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和 37 年法律第 88 号)第 2 条第 1 項に規定する辺地

三 山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村

四 過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号)第 2 条第 1 項に規定する過疎地域

イ 看護職員及び介護職員の欠員(看護師の員数の看護職員の必要数に対する割合が 2 割未満の場合を含む。)については、人員配置区分欄の最も右にある配置区分を選択し、「その他該当する体制等」の該当職種を選択する。

⑧ 「特定診療費項目」については、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等(平成 12 年厚生省告示第 31 号。以下「特定診療費に係る施設基準等」という。)第 5 号に該当する場合は「重症皮膚潰瘍指導管理」と、第 6 号に該当する場合は「薬剤管理指導」とそれぞれ記載させること。なお、届出に当たっては、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

⑨ 「リハビリテーション提供体制」については、特定診療費に係る施設基準第 7 号イに該当する場合は「総合リハビリテーション施設」を、同号ロに該当する場合は「理学療法 II」を、同号ハに該当する場合は「作業療法 II」を、同号ニに該当する場合は「理学療法 III」を、第 8 号に該当する場合であって「特定診療費の算定に関する留意事項について」(平成 15 年老老発第 0303001 号)の施設基準 11(1)に該当する場合は「言語聴覚療法 I」を、同 11(2)に該当する場合は「言語聴覚療法 II」を、第 9 号に該当する場合は「精神科作業療法」を記載させること。また、前記に掲げるもののほか、特定診療費単位数表に規定する特定診療費に係る管理を行っている場合

は、「その他」と記載させること。なお、届出に当たっては、これらの介護報酬又はこれらに相当する診療報酬の算定のために届け出した届出書の写しを添付させること。

⑪ 「栄養管理の評価」については、(別紙11)「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。

⑫ 「介護療養型医療施設」の「療養型」に係る届出をした場合は、③から⑥、⑧(介護支援専門員に係る届出を除く。)、及び⑨から⑪については内容が重複するので、届出は不要とすること。

#### 12 短期入所療養介護(診療所療養型)

① 「施設等の区分」については、療養病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第155条の4に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものの場合は「診療所療養型」と記載させること。また、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型診療所療養型」と記載させること。

なお、療養病床を有する診療所である指定居宅サービス基準第155条の15に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあっては、ユニット部分以外の部分については「診療所療養型」と、ユニット部分については「ユニット型診療所療養型」と、それぞれ記載させること。

② 「人員配置区分」については、26号告示第5号ハ(1)又は(2)のいずれか該当するものを記載させること。

③ 「療養環境基準」については、26号告示第8号イに該当する場合は「減算型Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「減算型Ⅱ」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。

④ 「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、6⑥を準用されたい。

⑤ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11⑩を準用されたい。

⑥ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11⑪を準用されたい。

⑦ 「栄養管理の評価」については、(別紙11)「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。

⑧ 「介護療養型医療施設」の「診療所型」に係る届出をした場合は、②、③及び⑤から⑦については内容が重複するので、届出は不要と

は、「その他」と記載させること。なお、届出に当たっては、これらの介護報酬又はこれらに相当する診療報酬の算定のために届け出した届出書の写しを添付させること。

⑯ 「介護療養型医療施設」の「療養型」に係る届出をした場合は、②から⑤、⑦(介護支援専門員に係る届出を除く。)、⑧及び⑨については内容が重複するので、届出は不要とすること。

#### 12 短期入所療養介護(診療所療養型)

① 「人員配置区分」については、26号告示第5号ハ(1)又は(2)のいずれか該当するものを記載させること。

② 「療養環境基準」については、26号告示第8号イに該当する場合は「減算型Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「減算型Ⅱ」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。

③ 「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、6⑥を準用されたい。

④ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11⑩を準用されたい。

⑤ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11⑪を準用されたい。

⑥ 「介護療養型医療施設」の「診療所型」に係る届出をした場合は、①、②、④及び⑤については内容が重複するので、届出は不要とす

- 11 -

すること。

#### 13 短期入所療養介護(認知症疾患型)

① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第155条の4に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

なお、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定居宅サービス基準第155条の15に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあっては、ユニット部分以外の部分については「認知症疾患型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症疾患型」と、それぞれ記載させること。

③ 「人員配置区分」については、26号告示第5号ニ(1)から(3)のいずれか該当するものを記載させること。

④ 「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、6⑥を準用されたい。

⑤ 「職員の欠員による減算の状況」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11⑦を準用されたい。

⑥ 「リハビリテーション提供体制」については、特定診療費に係る施設基準第9号に該当する場合は「精神科作業療法」と記載させること。また、これ以外に、特定診療費単位数表に規定する特定診療費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。

⑦ 「栄養管理の評価」については、(別紙11)「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」を添付させること。

⑧ 「介護療養型医療施設」の「認知症疾患型」に係る届出をした場合は、③及び⑥から⑦については内容が重複するので、届出は不要とすること。

#### 14 短期入所療養介護(基準適合診療所型)

① 「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、6⑥を準用されたい。

② 「栄養管理の評価」については、(別紙11)「栄養管理体制及

ること。

#### 13 短期入所療養介護(認知症疾患型)

① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

② 「人員配置区分」については、26号告示第5号ニ(1)から(3)のいずれか該当するものを記載させること。

③ 「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、6⑥を準用されたい。

④ 「職員の欠員による減算の状況」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11⑦を準用されたい。

⑤ 「リハビリテーション提供体制」については、特定診療費に係る施設基準第9号に該当する場合は「精神科作業療法」と記載させること。また、これ以外に、特定診療費単位数表に規定する特定診療費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。

⑥ 「介護療養型医療施設」の「認知症疾患型」に係る届出をした場合は、②、④及び⑤については内容が重複するので、届出は不要とすること。

#### 14 短期入所療養介護(基準適合診療所型)

① 「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、6⑥を準用されたい。